

決議文

我等ハ今日眞面目ニ働キ、其日ノ生活ニ進ミ居ル現狀ナリ。長キ勤務時間迄
度ノ酷使ニ依テ極度ノ精神肉體共ニ不漸ニ疲勞シテ居ル時トシテ些シク事ヲ起ス
場合ニアリテアル。ソレトシテ狀態ノ下ニアリテ斯ル小事ニテ毎朝出勤停止不爲
首等ノ過酷ナル処罰ヲ受テ我等ノ生活男受テ得ルサレテ事ハ絶對ニ及テアル
我等ハ法ニテノ教人納必罰法ニ對シテ速ニ及テテ唱へ今後ノ爲ノ概算ヲ決議
ス

四月二十五日

全西武交通労働組合

石神井全業所長殿

6. 5. 9
2444/

券紙第一七六號

昭和六年五月九日

警視總監 高橋守雄

内務大臣安達謙藏

社會局長吉田茂

各廳在縣長官殿

八ヶ原市警察署

西武鉄道株式会社従業員無期出勤停止並不當解雇
久對運動ニ關スル件 「全西武交通労働組合」 (第二紙)

要旨 組合代表者八月二十七日會社ニ請申與務部長ヲ對向難ク交渉スルカ

アリタルカ本件ハ先ノ種反以上ニ事起訟糾弁ノ虞ナシト認ム

標記反對運動其ノ後ノ経過左記ノ通りニ有之

記